特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南部町は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

鳥取県南部町長

公表日

令和7年10月1日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	軽自動車税関係事務					
②事務の概要	地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、軽自動車税の賦課とそれに関する調査を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①町内に定置場を持つ軽自動車の車両情報と合わせて、所有者と使用者の管理 ②当初課税による税額の通知 ③原付等のナンバープレートの発行 ④減免申請者への認定と通知 ⑤転出者及び死亡者の名義となっている車両についての変更勧奨 ⑥軽自動車税に係わる証明書の発行					
③システムの名称	 軽自動車税システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 					

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)軽自動車税ファイル
- (2)宛名情報ファイル
- (3) 住登外者宛名情報管理ファイル

3. 個人番号の利用

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		定の個人を識別	別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利 令令和7年デジタル庁・総務省令第13号) 第2条の表第48の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課、町民生活課(天萬庁舎)
②所属長の役職名	税務課長、町民生活課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先南部町役場 デジタル推進課
〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 TEL:0859-46-0108

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

 連絡先
 南部町役場 税務課

 〒683-0351
 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1 TEL:0859-66-4802

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]		未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
 <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記 1) 基礎項目評価書において、リスク対策の詳細が記 1) 基礎項目評価書とおいて、リスク対策の詳細が記 1) 基礎項目評価書とおいて、リスク対策の詳細が記								
載されている。 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	ð]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

3. 特定個人情報の使用						
				 <選択肢>		
目的を超えた紐付け、事務し				1) 特に力を入れ	ている	
必要のない情報との紐付けが		十分である]	2) 十分である		
行われるリスクへの対策は十 分か				3) 課題が残され	ている	
<i>73.10</i>						
				<選択肢>		
権限のない者(元職員、アク		十分である	1	1) 特に力を入れ	ている	
セス権限のない職員等)によって不正に使用されるリス	[7	177 (8)	J	2) 十分である		
への対策は十分か				3) 課題が残され	ている	
4. 特定個人情報ファイル	レの取扱	いの委託			[]委託しない
				<選択肢>		
委託先における不正な使用				1) 特に力を入れ	ている	
等のリスクへの対策は十分が		十分である]	2) 十分である		
				3) 課題が残され	ている	
これ中国にはおの担保さ	#= / = =	(48.4-14	と深けた担果と殴く()	-	1 1日 (出) 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
5. 特定個人情報の提供・4	を取(安計	『や情報徒供不ットソー	ークンステムで	を通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
				<選択肢>		
不正な提供・移転が行われ	<mark>ර</mark> [十分である	1	1) 特に力を入れ	ている	
リスクへの対策は十分か		[137 cm/s	J	2) 十分である		
				3) 課題が残され	ている	
6. 情報提供ネットワーク	システム	なとの接続		[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
				<選択肢>		
目的外の入手が行われるリ	-	1 ハーナフ	7	1) 特に力を入れ	ている	
スクへの対策は十分か	[十分である]	2) 十分である		
				3) 課題が残され	ている	
				<選択肢>		
不正な提供が行われるリスク] ל	十分である	1	1) 特に力を入れ	ている	
への対策は十分か		[17] (8)	J	2) 十分である		
				3) 課題が残され	ている	
7. 特定個人情報の保管	•消去					
				<選択肢>		
特定個人情報の漏えい・滅	_		_	1) 特に力を入れ	ている	
失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	2) 十分である		
)) /J.				3) 課題が残され	ている	
8. 人手を介在させる作	*			[]人手を介在させる(作業は	ない
5. X1 EN ECC 511.					1 24.00	
先仂ニコギジ 牛士フロット				<選択肢> 1) 特に力を入れ	アハス	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	1) 特に力を入れ 2) 十分である	んいる	
27737610. 1 7370				2) T ガ Cめる 3) 課題が残され	ている	
	マイナン	ンバー利用事務におけ	るマイナンバ	(一登録事務に係る横断的な力		インに従い、マイナン
	バー登	録や副本登録の際には	は、本人から	のマイナンバー取得の徹底や		
		よる照会を行うことを厳 経白動車税事務では		, 下記の局面で特定個人情報(でを	ンに関 ア毛作業が介
判断の根拠				下記の局面で特定個人情報で おり、人為的ミスが発生するリ		
	考えられ	れる。				
	・申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管					
付た個人情報の記載がある中語音寺(USBAT)を含む。)の体官						

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策	[]全項	[目評価又は重点項目評価を実施	でする
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正す5) 不正な提供・移転がぞ6) 情報提供ネットワーク7) 情報提供ネットワーク	のれるリスクへの対策 、事務に必要のない情報と て不正に使用されるリスクイ な使用等のリスクへの対策 行われるリスクへの対策係 アシステムを通じて目的外のアシステムを通じて不正なお	この紐付けが行われるリスクへの対策 への対策 後 試託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供 の入手が行われるリスクへの対策 是供が行われるリスクへの対策	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	ティ対策の基本的な方針を示統一的な基準を定めている。 ・特定個人情報を含む書類は ・不要文書を廃棄する際は、 認を行っている。 ・特定個人情報が記録された	たし、「情報セキュリティ対策 これをもとに、以下を徹底は、施錠できる書棚等に保作特定個人情報が記録された。 ・書類等を廃棄する場合に		テうための

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年6月28日	プライバシー保護宣言 特記事項	軽自動車税関係事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。		事後	
令和元年6月28日	I 1. ③	軽自動車税システム 総合窓ロシステム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	軽自動車税システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	事後	
令和7年6月16日	II. 1	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月16日	II. 2	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年6月27日	I.7	南部町役場 総務課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺3 77番地1 TEL:0859-66-3112	南部町役場 デジタル推進課 〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番 地1 TEL:0859-46-0108	事後	
令和7年10月1日	I 1. ②	地方税法第442条の2の規定にのっとり 車輌台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を 行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す る。 ①軽自動車税課税情報の照会 ②納税通知書の出力	地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、軽自動車税の賦課とそれに関する調査を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①町内に定置場を持つ軽自動車の車両情報と合わせて、所有者と使用者の管理 ②当初課税による税額の通知 ③原付等のナンバープレートの発行 ④減免申請者への認定と通知 ⑤転出者及び死亡者の名義となっている車両についての変更勧奨 ⑥軽自動車税に係わる証明書の発行	事後	
令和7年10月1日	I . 2	(1)軽自物件ファイル (2)宛名情報ファイル	(1)軽自動車税ファイル (2)宛名情報ファイル (3)住登外者宛名情報管理ファイル	事後	
令和7年10月1日	I.3	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 並びに内閣府・総務省令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項 別表第一第24の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	I . 4. ②	番号法第19条7号、別表第二の項番号27の項 並びに内閣府・総務省令第20条	番号法第19条第8号 '行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第8号に基 づく利用特定個人情報の提供に関する命令令和 7年デジタル庁・総務省令第13号) 第2条の表第 48の項	事後	
令和7年10月1日	IV . 4		委託する 十分である	事後	
令和7年10月1日	IV. 5		提供・移転する 十分である	事後	
令和7年10月1日	IV. 8 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報による照会を行うことを厳守している。また、軽自動車税事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	IV. 11 判断の根拠		「南部町情報セキュリティポリシー」において、「情報セキュリティ基本方針」として本町の情報セキュリティ対策の基本的な方針を示し、「情報セキュリティ対策基準」として情報セキュリティ対策を行うための統一的な基準を定めている。これをもとに、以下を徹底する運用としている。・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。・特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行っている。ともには、必ずシュレッダーを使用する。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	